

# 全国公害患者の会連合会規約

## 第一章 総 則

- 第1条（名称）本会は「全国公害患者の会連合会」と称し、事務所を東京都内におきます。
- 第2条（組織）本会は、本会の規約を承認した各地の大気汚染に苦しむ公害患者の組織で構成します。
- 第3条（目的）本会は、加害企業と国の責任で、公害根絶と被害者の健康回復および完全救済をはかり、もって住みよい日本をつくることを目的とします。
- 第4条（運動）本会は、目的達成のため、加盟組織相互の援助と協力・統一と団結を基礎に、民主的な弁護士・医師・科学者などの専門家、ならび広範な労働者・国民と連携をつよめ運動をすすめます。

## 第二章 機 関

- 第5条（機関と運営）本会の機関は大会および幹事会とし、運営は民主的ルールを尊重し、団結と連携を重視しておこないます。
- 第6条（大会）（1）大会は、本会の最高決議機関で、2年に1回開催するものとし、幹事会の議を経て代表委員が招集します。但し、幹事会が必要と認めたとき、および加盟組織の過半数または加盟会員の5分の1以上の要請があるときは、大会に準じて臨時大会を開くことができます。
- （2）大会は、加盟組織の代議員で構成し、代議員数は幹事会がさだめます。また、幹事会は評議員を選出することができます。但し、評議員は決議権をもちません。
- （3）大会は、①経過と総括、運動と方針、②決算と予算、③役員選出、④規約の改廃、⑤その他重要事項を審議決定します。
- 第7条（幹事会）幹事会は、大会に次ぐ決議機関で、代表委員、事務局長、幹事で構成し、代表委員が招集します。幹事会は、大会の決議を具体化

し、当面の活動に必要な事項を審議決定します。

第8条（議決）各機関は、構成員の委任状を含む過半数の出席で成立し、決議事項は出席者の過半数の賛成で決定します。

### 第三章 役員

第9条（役員）本会に次の役員をおきます。役員は大会で選出し、任期は大会から次期大会までの2年とし、役員に欠員が出た場合は幹事会で補充することができます。ただし、再任は妨げません。

- ①本会を代表する代表委員 若干名
- ②事務局長 1名
- ③幹事 若干名
- ④会計監査 2名

第10条（事務局）幹事会は、幹事の中から若干名の事務局員を任命することができます。事務局長は、事務局を統括し、大会・幹事会の決定にもとづき会務を遂行し、幹事会へ議案を提案します。

### 第四章 会計

第11条（会計）本会の会計は、加盟金、会費、分担金、事業収入のほか、正当な寄付金などでまかないます。会費・加盟金は別途さだめます。

第12条（会計年度）本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌々年3月31日までとします。

### 第五章 加入と脱退

第13条（加盟）本会に加盟を希望する患者会は、当該組織の規約、活動方針、役員等必要な書類をそえて加盟申請書を提出し、幹事会の承認をうけます。

第14条（脱会）本会を脱会する場合は、脱会理由を提出し、幹事会の承認を受けます。

第15条（処分・除籍）本会の目的や方針を逸脱し、理由なく規約に違反した

り、本会の名誉を著しく傷つけたり、または本会に不利益な行為があった加盟組織に対しては、幹事会で十分な調査のうえ、処分または除籍することができます。

## 第六章 規約の改廃

第16条（規約の改廃）規約の改廃は、幹事会の議を経て大会に提案し、出席代議員の3分の2以上の同意で決定します。

付則（1）この規約は、1981年5月17日をもって発効します。

（2）1987年6月6日一部改正

（3）1995年6月25日一部改正

（4）2005年5月17日一部改正